

## 平成 29 年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：平成 29 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分～

と ころ：あわら市中央公民館 2 階 第 2 会議室

1 開 会

2 委 嘱 式

3 教育長あいさつ

4 委員長及び副委員長の互選

5 委員長あいさつ

6 議 事

(1) 公民館並びに公民館運営審議会について

(2) 平成 28 年度公民館事業報告について

(3) 平成 29 年度公民館事業計画について

7 そ の 他

8 閉 会

## あわらし市民館運営審議会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

No.	氏名	区分	所属	備考
1	うつのみや たか え 宇都宮 高 栄	社会教育関係	あわらし社会教育委員	
2	とみ た きく お 富 田 毅 矩 男	社会教育関係	あわらし文化協議会	
3	もり もと やす え 森 本 恭 枝	社会教育関係	自主クラブ	パッチワーク教室
4	なか じま まさ ふみ 中 島 正 文	学校教育関係	校長会	本荘小学校
5	おお はた か おり 大 畑 香 織	学校教育関係	あわらしPTA連合会	
6	あずま ふじこ 東 富士子	家庭教育関係	あわらし連合婦人会	
7	さか い とし お 酒 井 敏 雄	家庭教育関係	区長会	
8	たか き し ろう 高 木 四 郎	家庭教育関係		
9	た さま まさ み 田 崎 正 實	学識経験者	あわらし社会福祉協議会	

平成29年度 文化学習課職員一覧

課長	岡田 晃 昌	主 事	藤 嶋 一 登	TEL 73-8041
課長補佐	小 嶋 佳 枝	主 事	松 本 明 穂	
主 査	松 本 智 美	主 事	向 井 仁 勇	
臨時職員	中 嶋 恵 子			

平成29年度 公民館職員一覧

中央公民館		919-0621 あわら市市姫一丁目9-18		
館長(臨)	道 官 吉 一	主 事	辻 貴 広	TEL 73-2000 FAX 73-2497
館長補佐	牧 野 喜 夫	主 事	佐 川 隆 紀	
主 査	板 東 裕 美			
伊井公民館		919-0611 あわら市清間12-4		TEL・FAX 73-4511
館 長	西 川 清 美		非常勤	
事 務 員	本 道 由 希 子		臨時職員	
清掃管理人	田 川 順 子		委 託	
坪江公民館		919-0749 あわら市北6-101-1		TEL・FAX 74-2096
館 長	奥 野 隆 一		非常勤	
事 務 員	田 畑 紀 代 美		臨時職員	
清掃管理人	中 山 文 枝		委 託	
劔岳公民館		919-0736 あわら市栲18-10		TEL・FAX 74-1849
館 長	長谷部 泰 司		非常勤	
事 務 員	渡 辺 友 季 子		臨時職員	
清掃管理人	上 野 美 津 子		委 託	
細呂木公民館		919-0805 あわら市滝63-21		TEL 73-2151 FAX 91-2151
館 長	竹 内 輔 常		非常勤	
事 務 員	谷 本 典 子		臨時職員	
清掃管理人	吉 川 久 子		委 託	
吉崎公民館		922-0679 あわら市吉崎8-34		TEL・FAX 75-1205
館 長	四 方 政 美		非常勤	
事 務 員	板 谷 和 美		臨時職員	
清掃管理人	七 野 富 美 子		委 託	
湯のまち公民館		910-4103 あわら市二面32-16		TEL 78-6350 FAX 78-6354
館 長	北 嶋 義 明		非常勤	
主 事	見 澤 淳 子		再任用職員	
清掃・管理	シルバー人材センター		委 託	
本荘公民館		910-4137 あわら市中番下番入会地1-5		TEL 78-5874 FAX 78-5873
館 長	中 嶋 由 昭		非常勤	
事 務 員	江 川 敬 子		臨時職員	
清掃・管理	シルバー人材センター		委 託	
北潟公民館		910-4272 あわら市北潟150-1		TEL 79-1100 FAX 79-1113
館 長	辻 邦 雄		非常勤	
事 務 員	木 村 真 澄		臨時職員	
清掃管理人	竹 島 裕 美		委 託	

## 社会教育法【抜粋】

### 第五章 公民館

#### (目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### (公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### (公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### (公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

#### (公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

#### (公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

#### (公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

#### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

平成16年3月1日

条例第126号

改正 平成21年3月26日条例第11号

平成23年9月26日条例第11号

平成25年3月28日条例第14号

平成26年9月29日条例第22号

平成27年7月1日条例第13号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置) ——

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あわら市中央公民館	あわら市市姫一丁目9番18号
あわら市伊井公民館	あわら市清間12字4番地
あわら市坪江公民館	あわら市北6字101番地1
あわら市劔岳公民館	あわら市柵18字10番地
あわら市細呂木公民館	あわら市滝63字21番地
あわら市吉崎公民館	あわら市吉崎8字34番地
あわら市湯のまち公民館	あわら市二面32字16番地
あわら市本荘公民館	あわら市中番下番入会地1字5番地
あわら市北潟公民館	あわら市北潟150字1番地

(職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

(1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができな

き。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年芦原町条例第12号）、金津町公民館条例（昭和29年金津町条例第25号）、芦原町公民館使用条例（昭和38年芦原町条例第21号）又は金津町公民館使用料徴収条例（昭和31年金津町条例第10号）の規定に基づきな

された処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月26日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則（平成27年7月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	公民館室名等		1時間当たりの使用料
ホール・集会室等	中央公民館 大ホール	会議のとき	400円 (520)
		展示・演芸会のとき	600 (780)
	中央公民館	レクリエーション室	250 (320)
	中央公民館 伊井公民館 坪江公民館 劔岳公民館 細呂木公民館 湯のまち公民館 本荘公民館 北潟公民館	多目的ホール 多目的ホール 多目的ホール 多目的大ホール 小講堂 集会室・多目的ホール 大ホール 集会室	300 (390)
会議室等	中央公民館	学習室・第3会議室・音楽室	200 (260)
	伊井公民館	学習室	
	坪江公民館	小会議室・創作室	
	劔岳公民館	小和室・会議室	
	細呂木公民館	資料室・図書室	
	吉崎公民館	小和室・図書室	
	湯のまち公民館	洋会議室・洋研修室・第1会議室・ 第2会議室・第3会議室・視聴覚室	
	本荘公民館	第1会議室・第2会議室	
	北潟公民館	会議室・研修室	
	中央公民館	和室	250 (320)
	伊井公民館	和室	
	坪江公民館	和室	
	劔岳公民館	和室	
	細呂木公民館	工作室・和室	
吉崎公民館	大和室		
湯のまち公民館	工芸室・和室		



	本荘公民館	和室	
	中央公民館	第1会議室・第2会議室	300 (390)
調理（実習）室	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館 吉崎公民館・湯のまち公民館・北瀧公民館・本荘公民館		300 (390)
体育館・講堂	伊井公民館・坪江公民館・劔岳公民館・細呂木公民館		400
備品	電気窯	電気料に相当する額で市長が定める額	

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、（ ）内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市公民館条例（平成16年あわら市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときには、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める日を除く。）

(審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(利用許可申請)

第7条 条例第4条の規定により公民館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は公民館利用許可申請書（様式第1号）を、許可内容の変更承認を受けようとする者は公民館利用変更承認申請書（様式第2号）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、公民館利用許可書（様式第3号）又は公民館利用変更承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 使用料相当額
- (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 使用料相当額
- (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 使用料相当額
- (4) 文化研修活動を行う市民による団体又は市民であって教育委員会が認めるものが利用する場合 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

(6) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の納入）

第9条 使用料は、利用の開始前に、あわら市が発行する納入通知書により、納入しなければならない。

（目的外の利用禁止）

第10条 公民館の利用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用してはならない。これに違反したときは、教育委員会は、この利用を制限し、又は許可を取り消すものとする。

（使用料の還付手続）

第11条 条例第11条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して3日以内に使用料還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 利用許可を受けた設備及び備品以外のものは使用しないこと。

(3) 公民館又はその敷地内において、寄附金品の徴収、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。

(4) 火災、盗難など事故の発生防止の留意すること。

(5) 前各号のほか、利用許可に際して付された条件及び教育委員会の指示に従うこと。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する

## 平成28年度 公民館事業報告

公民館の基幹業務として、定期教室、単発講座、イベント事業等を行っている。

定期教室では、運動や音楽、書道、茶道など幅広い分野で開講することができ、受講生の増加も見られた。単発講座やイベント事業等では、若い世代の利用増を目標として、子どもを対象としたイベントの開催に力を入れた。

自立的な活動を行っている自主クラブに対しては、活動場所の確保や活動成果の発表の場となるイベント事業の開催など、活動や広報の支援を行った。

### 1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	回数	延受講者数	備考
中央	初めてのフラダンス	第1・第3火曜日	20	61人	
	日常英会話基礎①	毎週金曜日	11	89人	
	日常英会話基礎②	毎週金曜日	11	86人	
	楽しい！こうみんカラオケ	第2・第4月曜日	22	180人	
	ITよろず相談	第3木曜日	7	33人	
伊井	活き活き健康体操	第2・第4火曜日	22	236人	
	大人の書道教室	第1・第3月曜日	22	173人	
	食育講座	第3金曜日	11	95人	
坪江	ペン習字	第1・第3木曜日	22	187人	
	パソコン初級	第2・第3木曜日	22	445人	
	健康体操	第1・第3金曜日	22	311人	
	デッサン	第2・第4金曜日	22	211人	
	ペーパークラフト	第4木曜日	6	72人	
劔岳	ゆるふわ健康教室	第1・第3火曜日	22	227人	
	気持ちスッキリ教室	第2・第4火曜日	22	237人	
	パッチワーク教室	第1・第3火曜日	22	148人	
細呂木	ペン字・細字	第2・第4金曜日	22	216人	
	クラフトテープ	第2・第4月曜日	22	129人	
	細呂木民踊クラブ	第2・第4金曜日	22	151人	
	ほやほや料理教室	第3木曜日	11	96人	
	競技かるた	第3金曜日	10	103人	
吉崎	吉崎3B体操クラブ	第1・第3水曜日	22	162人	
湯のまち	代謝アップストレッチ教室	第3水曜日	11	62人	
	たのしく歌おう(童謡)教室	第2金曜日	10	97人	
本荘	楽しく健康体操	第1・第3木曜日	23	233人	
	ゲビンデクラフト	第2火曜日	11	91人	
	フラワーアレンジメント	第2水曜日	10	147人	
	家族がよろこぶマクロビオティック	第2火曜日	11	146人	
	着物リメイク	不定期	6	40人	
北潟	書を楽しむ教室	第2・第4水曜日	22	166人	
	煎茶道と礼法教室	第1・第3月曜日	22	101人	
	クラフトバンド手作りバック教室	第2・第4金曜日	12	82人	
	花を楽しむ教室	隔月第3火曜日	6	32人	
計	33 教室		539	4,845人	

網掛けは子ども対象の教室(親子含む)

## 2 単発講座

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
中央	蓮如さんかるた	平成28年6月11日(土)	30人	
	中央子どもクラブ『ディスクトッチ大会』	平成28年8月25日(木)	60人	
	かんたん!ハーブ石鹸作り	平成29年11月25日(土)	16人	
	デコパージュでかざるランプシェードづくり	平成29年2月18日(土)	38人	午前、午後
伊井	菊作り	平成28年6月13日(月)	21人	
	ホウ酸ダンゴ(ごきぶり)	平成28年6月16日(木)	8人	
	ハーブ石鹸作り	平成28年9月29日(木)	13人	
	朗読劇	平成28年10月14日(金)	22人	
	やさしい防災教室	平成28年11月12日(土)	26人	
	手芸教室	平成29年2月24日(金)	12人	
	さつき盆栽教室	平成29年3月7日(火)	10人	
	さぎ草植え替え教室	平成29年3月29日(水)	23人	
坪江	ふるさと講座	平成28年5月8日(日)	40人	
	こけ玉作り	平成28年6月21日(火)	17人	
	廃油でせっけん作り	平成28年10月31日(月)	10人	
	伝承料理	平成28年11月13日(日)	17人	
	簡単おせち	平成28年12月3日(土)	12人	
	冬の寄せ植え	平成28年12月6日(火)	17人	
	ハーブ洗顔石けん作り	平成29年1月24日(火)	16人	
	ポシエット作り	平成29年2月14日(火) 平成29年2月28日(火)	12人 12人	
劔岳	生き生き長寿祭講演会	平成28年6月26日(日)	70人	
	ハーブ石鹸教室	平成28年7月16日(土)	13人	
	絵画教室	平成28年8月3日(水)	11人	
	手打ち蕎麦教室	平成29年1月22日(日)	9人	
	クラフトテープ教室	平成28年10月28日(金)	8人	
		平成28年11月4日(金)	8人	
	寄せ植え教室	平成28年12月18日(日)	9人	
細呂木	かるた体験教室	平成28年4月23日(土)	20人	
	ハーブ寄せ植え講座	平成28年6月8日(水)	14人	
	カンタケ栽培講習会	平成28年11月30日(水)	13人	
	親子そば打ち教室	平成28年12月25日(日)	54人	
	しらさぎ草を楽しもう	平成29年3月30日(木)	25人	
湯のまち	プリザーブドフラワー教室	平成28年4月27日(水)	6人	
	自然エネルギー体験教室「風車発電」	平成28年8月4日(木)	15人	
	カンタケ教室	平成28年11月22日(火)	15人	
	クレイクラフト 干支作り(酉)	平成28年11月28日(月)	14人	
	お正月向け寄せ植え教室	平成28年12月13日(火)	19人	
本荘	クレイクラフト	平成28年5月13日(金)	13人	
	おもちゃの広場	平成28年7月4日(月)	22人	
	男の料理教室(焼きそば)	平成28年7月5日(火)	11人	
	あんどん作り	平成28年7月19日(火)	13人	
	児童クラブ料理教室	平成28年8月10日(水)	56人	
	虹色サンド作り	平成28年8月23日(火)	20人	
男の料理(餃子)	平成28年10月4日(火)	11人		

公民館名	講座名	開催日	受講者数	備考
本 荘	ハーブ匂袋作り	平成28年10月23日(日)	49人	
	男の料理(ピザ)	平成28年11月22日(火)	9人	
	冬の寄せ植え	平成28年12月14日(水)	15人	
	クリスマスケーキ作り	平成28年12月20日(火)	37人	
	和紙で遊ぼう	平成29年1月28日(土)	30人	
	男の料理教室(ビーフステーキ作り)	平成29年2月22日(水)	9人	
	原木シイタケ駒打ち体験	平成29年2月28日(火)	21人	
	親子教室(手作りみそ)	平成29年3月18日(土)	23人	
北 潟	歴史探訪 "八雲神社を散策しませんか?"	平成28年7月2日(土)	15人	
	クレイクラフト(焼かない粘土)でバラの花作り	平成28年9月18日(日)	11人	
	浜街道を散策しよう!	平成28年11月12日(土)	13人	
	しめ縄作り教室	平成28年12月26日(月)	9人	
	魚さばき教室	平成29年1月14日(土)	16人	
	木工教室	平成29年2月19日(日)	28人	
計	55 教室 延 60 回		1,186人	

網掛けは子ども対象の講座(親子含む)

### 3 イベント事業

公民館名	事業名	開催日	参加人数	備考
伊 井	第36回伊井さつきまつり	平成28年5月29日(日)	950人	
吉 崎	第35回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	平成28年7月23日(土)	500人	
本 荘	第15回音楽のつどい	平成28年7月31日(日)	180人	
坪 江	第39回坪江ふるさと祭	平成28年10月9日(日)	1,000人	
細呂木	第37回細呂木ふれあい祭	平成28年10月30日(日)	1,000人	
本 荘	第31回本荘ふるさとまつり	平成28年10月22日(土)	20人	
		平成28年10月23日(日)	800人	
北 潟	第32回北潟公民館まつり	平成28年10月23日(日)	500人	
湯のまち	第13回湯のまち公民館まつり	平成28年11月12日(土)	70人	
		平成28年11月13日(日)	640人	
劔 岳	第35回劔岳かりんて祭	平成28年11月23日(水)	2,000人	
本 荘	第10回新春豆まき祭	平成29年1月28日(土)	250人	
中 央	第9回ほのぼの展	平成29年2月18日(土)	100人	
		平成29年2月19日(日)	400人	
計	11 回		8,410人	

### 4 自主クラブ(自主活動団体)

公民館名	クラブ数	延実施数	延参加者数	備考
中 央	金津民踊クラブ 他37クラブ	1,198回	12,691人	
伊 井	ケアビクス 他16クラブ	473回	3,804人	
坪 江	ガラスとんぼ玉 他11クラブ	238回	2,011人	
劔 岳	大正琴 他4クラブ	201回	2,211人	
細呂木	グラウンドゴルフ 他17クラブ	678回	6,515人	
吉 崎	カラオケクラブ 他1クラブ	30回	229人	
湯のまち	芦原陶芸クラブ 他38クラブ	1,131回	8,105人	
本 荘	皇風煎茶クラブ 他16クラブ	481回	3,513人	
北 潟	フラワーアレンジメント 他5クラブ	119回	1,068人	
計	154クラブ	4,549回	40,147人	

平成29年度 公民館事業計画

1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	回数	受講者数	備考
中央	日常英会話	第2・第4金曜日	22	15人	
	こうみんカラオケ	第2・第4月曜日	22	13人	
	ロコモ体操1.2.3	第1・第3木曜日	22	19人	
伊井	生き生き健康体操	第2・第4火曜日	22	11人	
	大人の書道	第1・第3月曜日	22	10人	
	食育	第3金曜日	11	10人	
	朗読劇	第2・第4金曜日	22	10人	
坪江	ペン習字	第1・第3木曜日	22	10人	
	デッサン	第2・第4金曜日	22	11人	
	クラフトテープ	第2・第4木曜日	22	7人	
	パッチワーク	第2火曜日	11	6人	
劔岳	ゆるふわ健康体操	第1・第3火曜日	22	13人	
	気持ちスッキリ体操	第2・第4火曜日	22	14人	
	パッチワーク	第1・第3火曜日	22	7人	
	クラフトテープ	第1・第3木曜日	6	8人	6月～8月
細呂木	ペン字・細字	第2・第4金曜日	22	11人	
	クラフトテープ	第2・第4月曜日	22	5人	
	ほやほや料理	第3木曜日	11	8人	
	競技かるた	第1・第3金曜日	22	11人	
吉崎	吉崎3B体操	第1・第3水曜日	22	8人	
湯のまち	代謝アップストレッチ	第3水曜日	11	9人	
	たのしく歌おう	第2金曜日	11	14人	
	ちりめん細工	第2月曜日	11	8人	
本荘	楽しく健康体操	第1・第3木曜日	22	14人	
	ハーブ&アロマ	第2火曜日	11	9人	
	フラワーアレンジメント	第2水曜日	11	18人	
	パソコン入門	第2・第4水曜日	22	9人	
北潟	書を楽しむ	第2・第4水曜日	22	11人	
	煎茶道と礼法	第1・第3月曜日	22	5人	
	クラフトテープ	第2金曜日	11	7人	
	花を楽しむ	隔月第3火曜日	6	12人	
計	31 教室		545	323人	

2 イベント事業

公民館名	事業名	開催日	備考
伊井	第37回伊井さつきまつり	平成29年5月28日(日)	
吉崎	第36回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	平成29年7月22日(土)	
本荘	第16回音楽のつどい	平成29年7月22日(土)	
坪江	第40回坪江ふるさと祭	平成29年10月8日(日)	
本荘	第32回本荘ふるさとまつり	平成29年10月21日(土) 平成29年10月22日(日)	
北潟	第33回北潟公民館まつり	平成29年10月22日(日)	

公民館名	事業名	開催日	備考
細呂木	第38回細呂木ふれあい祭	平成29年10月29日(日)	
湯のまち	第14回湯のまち公民館まつり	平成29年11月18日(土) 平成29年11月19日(日)	
劔岳	第36回劔岳かりんて祭	平成29年11月23日(木)	
本荘	第11回新春豆まき祭	平成30年2月3日(土)	
中央	第10回ほのぼの展	平成30年2月17日(土) 平成30年2月18日(日)	



平成28年度 あわら市公民館 利用者数集計表

(単位:人)

公民館	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	開館日	28	26	29	29	29	27	29	28	26	26	26	29	332
中央	一般	756	625	919	1,121	823	684	1,140	2,077	349	491	524	1,009	10,518
	自主	1,254	989	1,205	1,120	968	1,125	1,040	778	905	963	1,057	1,287	12,691
	定期	0	91	85	89	27	22	20	21	17	22	25	30	449
	単発	0	0	30	0	60	0	0	16	0	0	38	0	144
	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	500
	合計	2,010	1,705	2,239	2,330	1,878	1,831	2,200	2,892	1,271	1,476	2,144	2,326	24,302
平均	71.79	65.58	77.21	80.34	64.76	67.81	75.86	103.29	48.88	56.77	82.46	80.21	73.20	
伊井	一般	186	320	127	832	191	158	185	161	201	179	218	182	2,940
	自主	309	256	282	317	305	312	388	346	293	326	288	382	3,804
	定期	0	53	47	39	40	46	45	43	48	48	48	47	504
	単発	0	0	29	0	0	13	22	26	0	0	12	33	135
	他	0	950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	950
	合計	495	1,579	485	1,188	536	529	640	576	542	553	566	644	8,333
平均	17.68	60.73	16.72	40.97	18.48	19.59	22.07	20.57	20.85	21.27	21.77	22.21	25.10	
坪江	一般	305	390	550	1,196	575	1,063	737	855	782	432	712	829	8,426
	自主	208	205	230	181	155	151	128	160	186	114	147	146	2,011
	定期	0	131	111	142	86	134	115	138	100	100	81	88	1,226
	単発	0	40	17	0	0	0	10	17	29	16	24	0	153
	他	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	合計	513	766	908	1,519	816	1,348	1,990	1,170	1,097	662	964	1,063	12,816
平均	18.32	29.46	31.31	52.38	28.14	49.93	68.62	41.79	42.19	25.46	37.08	36.66	38.60	
劔岳	一般	230	128	87	466	96	208	261	286	254	338	325	241	2,920
	自主	200	183	189	202	146	189	205	194	169	143	197	194	2,211
	定期	0	62	58	48	46	62	65	57	42	58	60	54	612
	単発	0	0	70	13	11	0	8	8	9	9	0	0	128
	他	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0	0	2,000
	合計	430	373	404	729	299	459	539	2,545	474	548	582	489	7,871
平均	15.36	14.35	13.93	25.14	10.31	17.00	18.59	90.89	18.23	21.08	22.38	16.86	23.71	
細呂木	一般	424	225	231	140	57	365	322	338	269	341	333	250	3,295
	自主	554	525	579	652	490	546	603	523	409	489	479	666	6,515
	定期	0	54	64	62	59	65	63	67	69	65	62	65	695
	単発	20	0	14	0	0	0	0	13	54	0	0	25	126
	他	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	合計	998	804	888	854	606	976	1,988	941	801	895	874	1,006	11,631
平均	35.64	30.92	30.62	29.45	20.90	36.15	68.55	33.61	30.81	34.42	33.62	34.69	35.03	
吉崎	一般	194	158	266	507	249	213	226	144	122	152	132	118	2,481
	自主	34	40	28	16	16	15	16	14	8	14	16	12	229
	定期	0	15	14	15	14	14	15	16	16	8	15	20	162
	単発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	500
	合計	228	213	308	1,038	279	242	257	174	146	174	163	150	3,372
平均	8.14	8.19	10.62	35.79	9.62	8.96	8.86	6.21	5.62	6.69	6.27	5.17	10.16	
湯のまち	一般	924	958	823	993	947	1,043	784	633	802	474	848	1,010	10,239
	自主	770	671	837	732	595	778	764	592	573	479	675	639	8,105
	定期	0	16	17	17	17	13	25	7	13	16	15	3	159
	単発	6	0	0	0	15	0	0	29	19	0	0	0	69
	他	0	0	0	0	0	0	0	710	0	0	0	0	710
	合計	1,700	1,645	1,677	1,742	1,574	1,834	1,573	1,971	1,407	969	1,538	1,652	19,282
平均	60.71	63.27	57.83	60.07	54.28	67.93	54.24	70.39	54.12	37.27	59.15	56.97	58.08	
本荘	一般	150	175	76	148	235	176	361	104	158	135	188	218	2,124
	自主	282	277	290	290	256	303	287	330	266	274	328	330	3,513
	定期	0	65	57	55	51	53	40	77	76	60	65	58	657
	単発	0	13	0	46	76	0	60	9	52	30	30	23	339
	他	0	0	0	180	0	0	820	0	0	250	0	0	1,250
	合計	432	530	423	719	618	532	1,568	520	552	749	611	629	7,883
平均	15.43	20.38	14.59	24.79	21.31	19.70	54.07	18.57	21.23	28.81	23.50	21.69	23.74	
北湯	一般	138	168	383	977	305	121	337	56	19	101	193	130	2,928
	自主	122	99	111	97	64	69	62	72	86	80	121	85	1,068
	定期	0	48	42	43	20	45	36	43	30	21	29	24	381
	単発	0	0	0	15	0	11	0	13	9	16	28	0	92
	他	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	500
	合計	260	315	536	1,132	389	246	935	184	144	218	371	239	4,969
平均	9.29	12.12	18.48	39.03	13.41	9.11	32.24	6.57	5.54	8.38	14.27	8.24	14.97	
合計	一般	3,307	3,147	3,462	6,380	3,478	4,031	4,353	4,654	2,956	2,643	3,473	3,987	45,871
	自主	3,733	3,245	3,751	3,607	2,995	3,488	3,493	3,009	2,895	2,882	3,308	3,741	40,147
	定期	0	535	495	510	360	454	424	469	411	398	400	389	4,845
	単発	26	53	160	74	162	24	100	131	172	71	132	81	1,186
	他	0	950	0	680	0	0	3,320	2,710	0	250	500	0	8,410
	合計	7,066	7,930	7,868	11,251	6,995	7,997	11,690	10,973	6,434	6,244	7,813	8,198	100,459
平均	252.36	305.00	271.31	387.97	241.21	296.19	403.10	391.89	247.46	240.15	300.50	282.69	302.59	